

町村議会のあり方に関する研究会 開催要綱

第1 趣旨

議員のなり手不足等により特に町村の議会運営における課題が指摘されていることにかんがみ、小規模な地方公共団体における幅広い人材の確保、町村総会のより弾力的な運用方策の有無その他の議会のあり方に係る事項などについて具体的に検討を行うため、「町村議会のあり方に関する研究会」（以下「研究会」という。）を開催する。

第2 構成員

研究会は別紙のメンバーをもって構成する。

第3 座長

- (1) 研究会に、座長1人を置く。
- (2) 座長は、会務を総理する。
- (3) 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、座長が指名する者がその職務を代理する。

第4 議事

- (1) 座長は、研究会を招集し、主宰する。
- (2) 座長は、必要に応じ、地方公共団体その他の関係団体に出席を求め、その意見を聴取することができる。
- (3) 会議は非公開とするが、会議終了後に配布資料を公表するとともに、速やかに議事概要を作成し、公表することとする。ただし、配布資料については、座長が必要と認めるときは非公開とすることができる。

第5 その他

- (1) 研究会の庶務は総務省自治行政局行政課において処理する。
- (2) 本要綱に定めるもののほか、研究会に関し必要な事項は、座長が定める。